

まほろば訪問介護センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社まほろばが開設する「まほろば訪問介護センター」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定介護予防の訪問介護に相当する第1号訪問事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 まほろば訪問介護センター
- (2) 所在地 香芝市上中116-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名
サービス提供責任者は、利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜～土曜(休業日は、日曜・年末年始12月31日～1月3日)
- (2) 営業時間 08:30～17:30
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時には、その介護保険負担割合証の額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額

は、市町村介護報酬の告示上の額(月単位)とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時には、その介護保険負担割合証の額とする。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ)に相当する第1号訪問事業 | 1週に1回程度 |
| (2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ)に相当する第1号訪問事業 | 1週に2回程度 |
| (3) 介護予防訪問介護費(Ⅲ)に相当する第1号訪問事業 | 1週に2回を超えた場合 |

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に、署名押印を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、香芝市・上牧町・王寺町の一部(JR関西本線三郷駅方面～JR王寺駅～近鉄田原本線より南側)
河合町の一部、広陵町の一部(県道132号線より西側)
大和高田市の一部(国道166号より北側)、とする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 事業所は、全ての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 採用時研修 | 採用後3ヶ月 |
| (2) 継続研修 | 年4回 |
- 2 事業所は、全ての訪問介護員等 に対し、健康診断等を年1回以上 実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応する為、担当者の配置、改善措置、記録の整備等、必要な措置を講ずる。
- 6 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

平成26年6月1日 改訂
平成27年4月1日 改訂
平成28年4月1日 改訂
平成28年10月1日 改訂
令和 1年 9月1日 改訂